

処遇改善プロセスに係る対象経費整理表

	受託者＝支援対象事業者	受託者≠支援対象事業者	
		(支援事業所)	(支援対象事業所)
新規雇用の失業者の 人件費	×	×	×
既存社員の人件費	×	△(※1) (事業に従事する実費分)	×
代替職員の人件費	×	×	×
原材料費(試作品費含 む)	×	×	×
財産取得(システム開発 等財産の取得に当たる事 業の委託は不可)	×	×	×
コンサルタント料	○	△(※1)	—
旅費	○	○(既存社員の実費分)	×
研修費(Q110参照)	○	○	×(※2)
販路拡大、海外出展費用 (出展負担金、会場装飾 費(パネル等)、展示品輸 送費、現地通訳費、渡航 費用、広告宣伝費)(※ 3)	○	○ (自ら開催する展示会な どに要する費用(会場費) 含む)	×
海外バイヤー招聘費用	○	○	—
海外現地法人等への委 託費又は連携に要する経 費	×	×	—
事務所(店舗)設置費(国 内外不問)	×	—	×

【可否】 ○…対象経費となる。 ×…対象経費に当たらない。 —…対象経費が生じない。

※1 コンサルタント料を支弁する場合、どちらか一方のみ対象経費とする。(コンサルタント料に人件費が含まれていた場合、経費が重複するため。)

※2 研修に参加する在職者に日当・報奨金を支弁することはできない。

※3 事業費の上限額を考慮し過度にならないように考慮すること。